

湘南ペガサスサッカークラブ 会則

第1条 名称

本会は、湘南ペガサスサッカークラブと称する。

第2条 所在

本会は、事務所を代表者宅に置く。

第3条 目的

本会は、以下のことを目的とする。

1. サッカーを通じて会員相互の親睦をはかり、心身の健康を増進する。
2. 本会発祥の趣旨に鑑み、神奈川県立湘南高等学校サッカー部の発展に資すること。

第4条 組織・運営

第1項 本会は、事業運営上、以下の4チームに分ける

1. 40歳以上50歳未満(原則として)の会員から成るチーム
2. 50～59歳(原則として)の会員から成るチーム
3. 60～68歳(原則として)の会員から成るチーム
4. 69歳以上の会員からなるチーム

第2項 大会等における名称は、基本的には各チームとも湘南ペガサスサッカークラブであるが、一部大会並びにクラブ内においては

1. を「湘南ペガサス40」
2. を「湘南ペガサス50」
3. を「湘南ペガサス60」
4. を「湘南ペガサス70」と通称する。

第3項 上記各チームの事業、運営等に関する規約は各チームにおいて定め、必要に応じて細則に明記する。

第4項 年齢の定義 年度始め、4月1日における満年齢を指す。

第5条 事業

本会は、各種大会に積極的に参加するとともに、上記目的の達成に資する活動を行う。

第6条 会員・資格

第1項 本会は、サッカーを愛好し、本会の目的に賛同する40歳以上の者を会員とする。

第2項

1. 本会の会員となるためには、3年間以上在籍するクラブ会員3名の推薦を受け、かつチーム代表者による判断の上、クラブ会長の承認を経なければならない。
2. また、会員は自身の満年齢によりペガサス40からペガサス50へ、ペガサス50からペガサス60へ、ペガサス60からペガサス70へ自動的に移籍する。
3. 前記2より、チーム運営に支障があると予測される場合（ゴールキーパーの不在等）には、代表者同士の合意により例外を認める。
(注1) 会員個人の希望のみの例外は認めない。

第3項 会員が資格を失うのは、以下の場合とする。

1. 本人の意思による退会。
2. 本会の名誉を損なう、あるいは本会員としてふさわしくない行為や言動ならびにクラブ会則・チーム規約に違反する行為に対し、クラブ役員会にて退会すべきと認めた場合。
3. 規則に定められた期限迄に会費が納入されない場合。
4. メンバーの退会が明らかになったときは、所属チームの代表はその事実を速やかに会長および総務に連絡するものとする。

第4項 休会

1. 怪我・病気・家族の看病などによる中長期にわたり活動が不能の場合、チーム代表の判断にて休会扱いとできる。
2. 中長期の出張、一時的な転勤などにより活動が不能の場合、チーム代表の判断にて休会扱いとできる。
3. 休会者が活動可能となった場合は、チーム代表の判断により直ちに復帰できる。
4. 休会者（活動する意志があるにもかかわらず、事情により活動ができない者をいう）が発生した場合には、チーム代表は速やかに会長および総務に連絡するものとする。
5. 会費に関しては、休会扱い認定時、休会者に対し既払い会費は返金しないものとし、復帰時においては途中新規入会者と同様の会費規定とする。

第5項 OB 会員

会員が諸般の事情により、チーム活動に参加できない場合は、ペガサス OB 会員となることができる。ペガサス OB 会員への手続きは、本人の申し出により所属チーム代表が承認し、クラブ会長の確認を通じて本部総務担当が OB 会員登録をするものとする。

第7条 役員

第1項 本会には以下の役員を置く。

会長 1名

副会長（各チーム代表）

（注2）会員数等によりチームを2分割した場合はそれぞれのチームの代表が該当する。

総務 1名

総務補佐 1名（ユニフォーム管理責任者）

会計 1名

会計監査 1名以上

通信・広報 1名

第2項 会長は本会を代表し、業務を総括する。

第3項 副会長は、各チームの代表がこれを勤め、クラブの良好な運営の為、会長を補佐するものとする。

第4項 総務は各チームの代表者をまとめ各種実務にあたり、会長が業務不能の場合、臨時的に会長を代行する。

第5項 その他チーム毎に、チーム内役員として監督・総務・会計・通信広報（連絡）担当を定める。

第6項 役員の任期は、各1年間とする。再選は可能とする。

第8条 議 決

第1項 本会の基本に関わる事項（会則を含む）の決定については、役員会において審議を行い、総会にて諮り承認を得るものとする。

第2項 その他のチーム運営上必要な事項の決定については、会則に反しない範囲で各チームにおいて適切な方法で行う。

第3項 各チーム代表者が役員会に出席できない場合は、各チームメンバーから代理を指名することができる。代理出席者は代表者の議決権を継承する。

第9条 会 費

第1項 会員は各チームで定められた年額会費を納めなければならない。

第2項 会員の年額会費は、原則として10,000円とし、毎年情勢に応じて各チーム毎にこれを変更することを可能とする。

第3項 会費納入先は所属チーム口座とする。

第4項 チームをまたがって所属する重複登録者は、原籍（基準年齢に該当するチーム）の口座に会費を納めるものとする。

第5項 年度途中で新規に入会した者の会費は次の通りとし、入会時に決められた金額を直ちにチームに納めるものとする。

会計年度（4/1～3/31）に合わせて残余期間

10ヶ月以上 10,000円

9ヶ月以上 9,000円

8ヶ月以上 8,000円

↓

3ヶ月以下 3,000円

但し上記金額は、チームの年会費に応じて変更できるものとする。

第6項 クラブ口座は本部会計から各チーム会計に提示する。

第7項 各チームは、会員一人当たりについて1,000円をクラブ運営分担金として、毎年5月末日までにクラブの口座に納金する。

なお各チームの会員数は、4月1日現在の新年度登録会員数とする。

第8項 第6条5項にあるOB会員の会費は無料とする。

第9項 会員退会の場合は年度の途中であっても、既に納めた会費については返金されないものとする。

第10条 クラブ運営費

クラブの名のもとで行う行事において、クラブとして必要な支払いを遂行するために、各チームからの分担金を持って対応する。

第11条 会計年度

活動年度と合わせ、4月1日より3月31日までの1年間とする。

第12条 会計報告

年度末決算状況をクラブ役員会にて報告し、会計監査役の監査と全員の承認をもって監査がなされたものとし、会員全員に開示されるものとする。

第13条 会員への通信手段

1. チーム毎の通信手段にて各代表を通じてそれぞれのチーム員に徹底する。
2. ホームページ（www.shonan-soccer.com）を通じての広報を共有する。

第14条 試合中の非紳士的言動の禁止

試合中の度を越える個人への中傷はお互いに自粛するものとする。目に余る言動に対してはチーム代表より、当人宛厳重に注意をする。再三の注意にも拘らず改善が見られない場合にはクラブに報告の上、クラブ役員会に諮り会員としての是非を問うものとする。会員として不適任と判断された場合には本人宛脱会を勧告する。

第15条 年度定例行事

クラブの定例行事として、次の行事を行う。

1. 8月 現役激励会&ペガサス懇親試合（湘南高校グラウンドにおいて）
2. ペガサス祭 試合&懇親会 適宜開催
3. 1月 蹴球祭（湘南高校グラウンドにおいて初蹴り）
4. 3月 総会&納会
5. 役員会 適宜開催

（注3）ペガサス祭懇親会については、家族の参加を認めるが、参加費については細則に定めるとおりとする。

第16条 雑則

第1項 本会則に定められていない事項で緊急に決定を要することについては、役員会でこれを行うことができるが、その決定事項は遅滞なく全会員に通達されなければならない。

第2項 各チームの規則はこのクラブ規約に反しない中で策定・運用する。但し、チームの特殊事情により、暫定的な措置を必要とする場合には、クラブの承認をもってチーム規約に記載を条件として可能とする。

第3項 クラブ所有のユニフォームはクラブが管理保管し、各チームが特別な大会出場時に貸し出すものとする。

第4項 クラブ共通の予備ユニフォームの管理について

- ・ クラブ共通の各種予備ユニフォームに関しては本部預かりとし、各チームの必要要請に対し背番号を決定の上、当該チームへ渡すものとする。本部預かりの段階においては本部経費にて負担をし、チーム宛引渡し時にチーム（購入者支払い）より本部宛に費用を支払うこととする。
- ・ 40はユニフォームを70/60/50と統一できた段階で、同じ管理とする。それまでの間はチーム独自の管理とする。

第5項 県外大会への参加時の選手登録ならびに費用について

- ・ 県外大会への参加可否ならびに参加の場合の費用については、チームに任せる事とする。

第6項 障害保険については、各チーム毎で対応するものとする。

第7項 重複して他のチームに所属する問題について

- ・ 同じ大会において、ペガサスでなく他のチームから大会に参加することは、原則として不可とする。
- ・ ただし事前に大会の規約等により他チームからの参加が可能である場合には、チーム代表の承認により出場可能とする。

付則

変更履歴

No.	変更日	補足
1	2005/1/1	制定
2	2015/3/28	改訂
3	2018/4/1	改訂